

ジュニアNISAと高等教育 資金の形成



日本証券業協会 会長
稲野 和利 CMA

2016年4月より、2年前に導入されたNISA（少額投資非課税制度）に続き、ジュニアNISAがスタートした。

ジュニアNISAは、子どもの将来に向けた資産運用のための制度であり、その概要は、(1) 日本に居住する0～19歳の未成年者を対象に口座を開設し親権者等が代理で資産運用を行うことができ、(2) 投資上限額は毎年80万円で最大限400万円まで投資可能、(3) 非課税期間はNISAと同じ5年、(4) この間の投資からの収益（売却益・配当等）は非課税、(5) 本人が18歳に達する年の翌年1月（早生まれの人は18歳に達する年の1月）に引き出し可能となり、(6) 20歳まで口座を維持すれば自動的にNISA口座が開設される、というものである。なお、現段階ではジュニアNISAにおいてもNISAと同様に口座開設可能期間が平成35年までに限定されているために、最長20年間の資産運用という条件を充足するための「継続管理勘定」の設置といった手当てがなされているが、詳細は省略する。

ジュニアNISAの意義は大きく2点であろう。

一つは「世代間資産移転の促進」である。

現在、日本の個人金融資産の多くが高齢者に偏在しており、60歳以上の方々に約1,000兆円、全体の6割を占める。もちろん、高齢者にはそれまでの蓄えがあるわけだから、他の世代よりも多く金融資産を保有